

香川県条例第28号

香川県使用料、手数料条例の一部を改正する条例

香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(種別及び金額) 第2条 略				(種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略			
別表第1（第2条関係） 第1表 使用料の部				別表第1（第2条関係） 第1表 使用料の部			
種別	区分	単位	金額	種別	区分	単位	金額
1	略			1	略		
2	公の施設の使用料			2	公の施設の使用料		
(1)～(12)	略			(1)～(12)	略		
(13)	香川県産業技術センター			(13)	香川県産業技術センター		
	機器使用料				機器使用料		
	略				略		
	多軸同時振動試験装置	略			多軸同時振動試験装置	略	
	三次元造形装置		<u>1時間当たり1,630円に実費を基準として知事が定める材料費の額を加えた額</u>				
	超精密平面研削盤	略			超精密平面研削盤	略	
	略				略		
(14)	香川県産業技術センター発酵食品研究所			(14)	香川県産業技術センター発酵食品研究所		
	機器使用料				機器使用料		
	略				略		
	高速液体クロマトグラフ（アミ	略			高速液体クロマトグラフ（アミ	略	

	ノ酸の成分を分析する場合に限る。)		
	X線元素分析装置付卓上顕微鏡	1時間当たり	1,200円
	自動製麺装置	略	
	略		
(15) ~ (36)	略		

第2表 略

	ノ酸の成分を分析する場合に限る。)		
	自動製麺装置	略	
	略		
(15) ~ (36)	略		

第2表 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。